

入札の公告

〔整理番号1〕

北海道告示第 10195 号

次のとおり一般競争入（以下「入札」という。）を実施する。

令和 8 年 2 月 13 日

北海道知事 鈴木 直道

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

防災情報共有化システムほか保守点検業務 一式

(2) 契約の目的の仕様等 業務処理要領及び設計書による

(3) 契約期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

なお、この契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履行場所

札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道建設部建設政策局維持管理防災課

北海道建設部土木局道路課

通信機械室

札幌市中央区北 1 条西 1 丁目 6 番地 さっぽろ創世スクエア 26 階

北海道建設技術センター

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、単体企業であって、次のいずれにも該当すること。

(1) 令和 7 年度に有効な北海道における電気工事の入札参加資格が、A 等級、B 等級又は C 等級に格付けされており、かつ、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）における建設工事の種類ごとに定める許可において、電気通信工事業の許可を有する者であること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 暴力団関係事業者等でないこと。

(5) 北海道内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所営業所を有する者であること。

(6) 過去 15 年間（平成 22 年度以降）に、国又は地方公共団体が発注した情報通信設備の製作・据付又はそれらの保守点検を履行した実績を有すること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 に規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(6)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期

令和 8 年(2026 年)2 月 13 日(金)から同年 2 月 25 日(水)ま

で（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を紙により提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道建設部建設政策局維持管理防災課
電話番号 011-204-5650

(2) 審査を行ったときは、その結果を令和 8 年 3 月 3 日(火)までに書面により通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道建設部建設政策局維持管理防災課

5 入札執行の場所及び日時

(1)入札場所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道庁本庁舎 9 階入札室
(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区 3 条西 6 丁目 北海道建設部建設政策局維持管理防災課)

(2)入札日時 令和 8 年(2026 年)3 月 13 日(金)午前 10 時 00 分（送付による場合は、同月 12 日(木)までに必着）

(3)開札場所 (1)に同じ。

(4)開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなる恐れがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便等による入札の可否

認める。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求

することができない。

12 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

(1) 設計図書等は、閲覧期間中、閲覧することができる。

ア 閲覧期間

令和8年2月13日(金)から令和8年3月12日(木)まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道建設部建設政策局維持管理防災課

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、イのメールアドレス宛に電子メールにより提出すること。電子メールで提出できない場合は、FAXまたは郵送により提出すること。

また、受信確認のため、電子メール送信後にイの連絡先に電話すること。

ア 受付期間

令和8年2月13日(金)から令和8年3月5日(木)まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

郵便番号 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部建設政策局維持管理防災課 電話番号 011-204-5650

メールアドレス kensetsu.kenbou@pref.hokkaido.lg.jp

(3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供するので確認すること。

ア 閲覧期間

令和8年2月13日(金)から令和8年3月12日(木)まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部建設政策局維持管理防災課

13 その他

(1) 入札の回数

入札の執行回数は原則2回までとする。

(1) 無効入札

開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(3) 最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定していない。

(4) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道建設部建設政策局維持管理防災課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

ウ 電話番号 011-204-5650

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の執行

初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札執行の公開

この入札の施行は、公開する。

(12) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 4 の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(13) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。